

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第20号
事故等種類	乗揚（定置網）
発生日時	平成24年11月7日（水） 18時55分ごろ
発生場所	京都府伊根町亀島半島南方沖 伊根町所在の丹後 <sup>わしきま</sup> 鷲埼灯台から真方位188°1,370m付近 （概位 北緯35°39.0′ 東経135°18.0′）
事故等調査の経過	平成25年1月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ヨット HAROWM-III <sup>スリー</sup> 、長さ9.62m 273-6836新潟、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船底キール部に擦過傷 定置網 なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、回航のために福井県高浜町所在のマリーナを出航したが、荒天を予想して伊根町伊根港に避泊するため、約7ノットの対地速力で若狭湾西部の鷲埼南方沖を北西進中、定置網に気付かずに航行し、平成24年11月7日18時55分ごろ定置網に乗り揚げた。 本船は、乗揚後、漁船にえい航されて伊根港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、本件発生海域を航行するのは初めてであったが、水路の調査を行っていなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、鷲埼南方沖を北西進中、船長が水路調査を行っていなかったことから、定置網に気付かずに航行し、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、鷲埼南方沖を北西進中、船長が水路調査を行っていなかったため、定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・初めて航行する海域については、事前に水路調査を行うこと。